

審議会等名称	北海道釧路保健所感染症診査協議会（結核部会）																							
開催日時	令和元年(2019年)8月21日(水曜日) 17時00分～17時10分																							
開催場所	北海道釧路保健所 所長室																							
出席者	委員(5名) 説明者(保健所担当職員5名)																							
問い合わせ先	北海道釧路保健所健康推進課保健係 電話番号 0154-65-5824																							
会議記録	要約																							
要約した理由	感染症法第24条第3項に基づく患者個人に係る診査のため																							
内 容	<p>結核患者等の入院勧告、72時間以降の入院延長勧告、就業制限及び一般医療の公費負担申請等の診査について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>診 査 件 数 内 訳</th> <th>諮 問 件 数</th> <th>承 認 件 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第17条(就業制限)</td> <td>1</td> <td>(報告)</td> </tr> <tr> <td>第19条(入院勧告)</td> <td>1</td> <td>(報告)</td> </tr> <tr> <td>第18条(就業制限)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第20条第1項(入院勧告)</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>第20条第4項(入院期間延長)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第37条の2(結核医療費)</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>			診 査 件 数 内 訳	諮 問 件 数	承 認 件 数	第17条(就業制限)	1	(報告)	第19条(入院勧告)	1	(報告)	第18条(就業制限)			第20条第1項(入院勧告)	1	1	第20条第4項(入院期間延長)			第37条の2(結核医療費)	2	2
診 査 件 数 内 訳	諮 問 件 数	承 認 件 数																						
第17条(就業制限)	1	(報告)																						
第19条(入院勧告)	1	(報告)																						
第18条(就業制限)																								
第20条第1項(入院勧告)	1	1																						
第20条第4項(入院期間延長)																								
第37条の2(結核医療費)	2	2																						